

○香南香美老人ホーム組合会計管理者の事務を代理する職員を定める規則

〔平成22年3月29日〕
規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定により、会計管理者の事務を代理する職員は、出納員とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（香南香美老人ホーム組合収入役の職務を代理する職員を定める規則の廃止）
- 2 香南香美老人ホーム組合収入役の職務を代理する職員を定める規則（平成11年規則第1号）は、廃止する。